■第2章 7つのプロジェクト~目指すべき方向性、実施事業~

2 日本一安全で環境に優しい「都市の強靭化」

■現状・課題

<現状>

- ・道路・橋りょう等のインフラの耐震化や緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化等を着実に 実施するとともに、防災都市づくり計画に基づく準防火地域の指定拡大等、安心・安全 な都市づくりを推進
- ・次世代自動車・スマートエネルギー特区の第2期計画(平成29年度から平成31年度)が 内閣総理大臣に認定
- ・首都圏広域地方計画に、国の出先機関が集積する「さいたま新都心付近」をTEC-FORCE の進出拠点として位置付け

<課題>

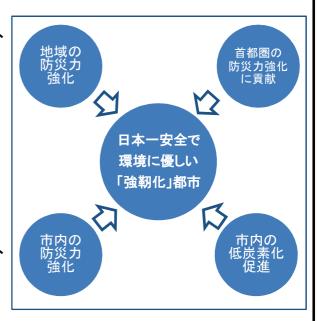
平時から、暮らしやすく、活力のある都市として継続的に成長する環境に優しい「環境 未来都市」の実現と、災害時の首都圏の早期復興の要として、地域及び市内の防災力強化 並びに広域的なバックアップ拠点の形成を両立することが必要

■目指すべき方向性と主な取組

平時から低炭素で活力のある街づくりに向けた取組を推進するとともに、災害時にも地域社会の重要な機能を維持し、市民生活・地域経済への影響を可能な限り軽減することで、円滑な復旧・復興を可能とする「強さ」と「しなやかさ」を持った日本一安全で環境に優しい「強靭化」都市を実現します。

<主な取組>

- ・防災アドバイザーや消防職員OB等を活用し、 人材育成・強化に取り組み、地域の防災力 を更に高めます。
- ・平時の環境負荷軽減と災害時のエネルギー セキュリティを確保するため、特区事業を 更に推進します。
- ・低炭素化と自助・共助を促進し、災害にも強いエネルギー供給体制を構築するとともに、スマートホーム・コミュニティ街区を拡大する等、市内の強靭化を図ります。
- ・首都のバックアップ機能の充実を図るため、 首都直下地震等の災害支援活動の最前線の 拠点として、国・県等と連携し、取組を着 実に推進します。



■第2章 7つのプロジェクト~目指すべき方向性、実施事業~

2 日本一安全で環境に優しい「都市の強靭化」

- 2-1 さいたま市強靭化計画の推進
- 2-2 総合特区事業の推進
- 2-3 新"見沼セントラルパーク"の推進
- 2-4 防災都市づくり計画の推進
- 2-5 大規模火災から生命を守る広域避難場所の拡充
- 2-6 防災アドバイザーの活用による地域防災力の強化
- 2-7 元消防職員による消防協力体制整備
- 2-8 ハイパーエネルギーステーション等の市内拡大
- 2-9 無電柱化の推進

2-1 さいたま市強靭化計画の推進

■ 4 年間の目的・目標、取組方針

<目的・目標>

大規模災害が発生しても市民の生命を最大限守り、地域社会の重要な機能を維持する「強さ」と、生活・経済への影響、市民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減し、迅速な復旧・復興ができる「しなやかさ」を持ち、市民の安全・安心を守るよう備えるため、「さいたま市強靭化地域計画」を策定し、「都市の強靭化」を推進します。

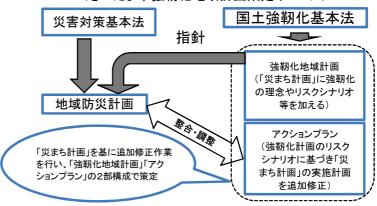
<取組方針>

想定するリスク(災害)や起きてはならない最悪の事態を設定し、それらに対応するための方策 を推進します。

■現状·背景

「さいたま市地域防災計画」で示した、災害に強いまちづくりに向けた様々な対策を具現化し、市民・企業・行政との協働のもと、明確な目標を持って体系的・計画的に進めていくために策定した「さいたま市災害に強いまちづくり計画」を見直し、強靭化地域計画として運用ができるようにします。

くさいたま市強靭化地域計画策定イメージ>



■各年度の取組内容と目標

	■廿十度の収配内谷と日保							
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度~			
	さいたま市災害に 強いまちづくり計 画改定(既存施策 等の見直し) 風水害等その他大							
取組内容	規模災害について、 リスクシナリオ等の 検討・対応方策の 追加 強靭化地域計画 及びアクションプ ランの策定	・事業の進行管理 (検証・改善)	・事業の進行管理 (検証・改善)	・事業の進行管理 (検証・改善)	・事業の進行管理 (検証・改善) ・強靭化地域計画 及びアクションプラ ン見直し(平成34年 度)			
目標	強靭化地域計画及び アクションプラン策 定		計画目標を達成する 又は上回る事業 95%以上	計画目標を達成する 又は上回る事業 95%以上	計画目標を達成する又は上回る事業 95%以上			

■民間連携・加速化のポイント

「都市の強靭化」を実現するため、市民、地域、企業及び行政等各主体の相互連携の強化や適切な役割分担のもと、「被害を軽減する」取組等を推進します。

2-2 総合特区事業の推進

■4年間の目的・目標、取組方針

く目的・目標>

暮らしやすく、活力のある都市として継続的に成長する「環境未来都市」の実現を目指し、平成32年度までにスマートホーム・コミュニティ先導的モデル地区を2街区整備し、レジリエンス住宅認証スマートホームを750戸とします。

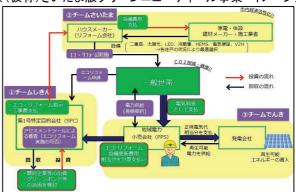
<取組方針>

- ・ (仮称) さいたま版グリーンニューディール事業を展開し、取組が進まない既築住宅のCO2削減と従来の 補助から投資・回収への転換を実現します。
- ・ (仮称) レジリエンス住宅認証制度を創設し、スマートホーム・コミュニティ先導的モデル街区のコンセプトを市内に展開します。
- ・高齢者や子育て世代等がいつでも、どこでも、手軽に自転車以上の長い距離を移動できる交通環境の構築を目指し、新しい低炭素型パーソナルモビリティを社会実装します。

■現状・背景

- ・平成29年3月27日付で内閣総理大臣から「次世代自動車・スマートエネルギー特区」の第2期計画(平成29年度~平成31年度)の認定を受けました。
- ・平成29年3月にスマートホーム・コミュニティ先導的 モデル街区 (第1期) 33戸が完成しました。

く(仮称)さいたま版グリーンニューディール事業 イメージ>



■各年度の取組内容と目標

	3十段以似和內台	· C 日 惊			
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度~
取組内容		(仮称 備 ーム・コミュニティ デル街区(第2期)整備 スマート)レジリエンス住宅認証	民間事業者に対す	→ → るスマートホーム・
	低炭素型パーソナル	LELŤIJティ実証実験		EL゙リティの社会実装	
目標	レジリエンス住宅認 証制度創設	・スマートホーム・ コミュニティ1街区 ・認証スマートホーム 250戸 ・新たな低炭素型パー ソナルモビリティの 実証実験の完了	- 認証スマートホーム 250戸 - 新たな低炭素型パー	コミュニティの 市内拡大 ・認証スマート	・スマートホー ム・コミュニ ティの市内拡大 ・認証スマート ホーム250戸 (平成33年度)

- ・ (仮称) さいたま版グリーンニューディール事業でのエコリフォーム部門を原則、市内事業者の施工に限 定し、資金が市内で流動する仕組みとすることで市内経済の活性化を図ります。
- ・ (仮称) レジリエンス住宅認証制度を創設し、スマートホーム・コミュニティ先導的モデル街区のコンセープトを市内に展開することで事業の加速化を図ります。

総務局 危機管理部 防災課 電話:048-829-1127

2-3 新 "見沼セントラルパーク"の推進

■ 4 年間の目的・目標、取組方針

<目的・目標>

見沼田圃区域内において、防災機能を有し広域防災拠点の要となる都市公園の整備に向けて、平成32年度末までに、次期整備地区(約12ha)について、都市計画事業の認可を取得します。

<取組方針>

- ・見沼田圃の自然・歴史・文化をかけがえのない環境資産として次世代に引継ぐとともに、見沼田 圃の保全・活用・創造を先導するため、緑の核となる公園整備を進めます。
- ・国土交通省が平成28年3月に決定した「首都圏広域地方計画」において、災害時のバックアップ拠点機能の強化を目的とし、国の出先機関が集積する「さいたま新都心」付近を、TEC-FORCE (国土交通省緊急災害対策派遣隊) (注1) の進出拠点に位置付けられたことから、公園内に必要となる機能について、国土交通省関東地方整備局と調整します。

■現状・背景

- ・平成16年3月に策定した(仮称)セントラルパーク 基本計画では、見沼田圃区域内の約65haをセントラ ルパークの計画対象地とし、これまで先行整備地区 約3.9haを合併記念見沼公園として整備しています。
- ・平成27年3月には、基本計画の見直しを行い、 平成28年3月には「首都圏広域地方計画」において、 「さいたま新都心付近」がTEC-FORCEの進出拠点とし て位置付けられました。
- ・現在は、次期整備地区(約12ha)の整備に向けて、 環境影響評価を実施しています。

<次期整備地区予定区域>



■各年度の取組内容と目標

	■台中及の収租内谷と日保							
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度~			
	環境影響	撃評価の実施	都市計画決定 見沼土地利用審査会	都市計画事業認可	— — — — — → 用地取得			
取組内容		用地区域 手続き						
谷	国交省関東地方整備 局とTEC-FORCE進出 拠点機能について調 整	4	方整備局と公園整備途	捗状況の情報共有				
目標	環境影響評価の実施 (現況調査)	環境影響評価の実施 (準備書等の作成)	・都市計画決定 ・見沼土地利用審査 会の承認	都市計画事業認可の 取得	用地取得			

■民間連携・加速化のポイント

公園整備事業を進める上での法令等に基づく諸手続きを迅速かつ円滑に進めるため、埼玉県が事 務局を務める見沼田圃土地利用審査会を始めとする庁内外の関係機関と綿密な連絡調整を図りま す。

(注1) TEC - FORCE (Technical Emergency Control FORCE:緊急災害対策派遣隊) は、大規模自然災害が発生し、又は発生するお それがある場合において、地方公共団体からの要請に基づき迅速に出動し、被災状況の迅速な把握、被害の発生・拡大の 防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を行うために国土交通省に設置されたものです。

2-4 防災都市づくり計画の推進

■4年間の目的・目標、取組方針

<目的・目標>

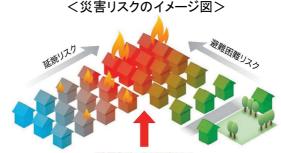
大規模災害が発生した時に起こりえる被害を防止・軽減するため、平成32年度までに推進地区を 2地区設定するなど、減災等の取組により安全で住みやすい都市づくりを推進します。

<取組方針>

- ・災害リスクが高い地区を優先的かつ重点的に改善するため、具体的な個別対策等を示す(仮称) 防災都市づくり地区別方針を策定します。また、住民が主体となった取組を推進できる地区 (推進地区(注1))を設定します。
- ・災害リスクの変化を把握するモニタリングを継続的に実施し、新たな準防火地域の指定に向け た検討に着手します。

■現状·背景

- ・首都直下地震等の発生確率が高まっている中、本 市には大規模地震時における延焼リスクと避難困 難リスクが存在します。
- ・延焼リスクが高い区域において準防火地域の指定 区域を拡大しました(平成29年5月31日施行)。
- ・防災都市づくり計画で設定した延焼と避難困難リスクを抱える推進地区候補(19地区)において、 個別対策等を実施する必要があります。



防災都市づくり計画で 重点的に対応する災害リスク

- ・延焼リスクとは、地震時の同時多発火災による延焼火災の危険性のこと。
- ・避難困難リスクとは、地震時の建物倒壊等により避難が困難なこと。

■各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度~
		り地区別方針の策定に			
77-	・具体的な個別対策	見状把握及び課題抽出 まの検討	推進地区の設定に向	F	・個別対策の実施
取組内	・推進体制の検討		・設定に向けた条件・地域住民との意見	_	・新たな推進地区の 設定
容			・個別対策の実施		
		把握するモニタリングの	· ···-	準防火地域の指定	→ - 新たな準防火地域
	・準防火地域の指対	定(平成29年5月31日) 		拡大に向けた検討着	┡の指定
					新たな推進地区の
目標	 推進地区候補 の現況調査	(仮称)防災都市づく り地区別方針 (素	 (仮称)防災都市づく り地区別方針の策定	推進地区数 2地区	おたな推進地区の 設定及び準防火地 域の指定拡大を目
175	の坑ル前直	案)の作成	ソ地区別刀到の泉及		指す

- ・災害リスク情報等を地区住民と共有することにより、まちづくりに向けた機運を醸成させ、推進 地区の設定を加速します。また、ICT等を活用して、災害リスク情報を効果的に発信します。
- ・平成32年度に総合評価を実施し、準防火地域の指定拡大に向けた検討に着手します。
- (注1)「推進地区」とは、推進地区候補において住民意向を踏まえて設定した地区で、地区が抱える課題に対応する有効な施策等を検討していきます。

2-5 大規模火災から生命を守る広域避難場所の拡充

■4年間の目的・目標、取組方針

く目的・目標>

災害時に大規模な延焼火災が発生した際、地域住民が適切に判断して、市内に21か所指定されている広域避難場所へ確実に避難行動をとれるよう、自治会館などを「身近な地域の防災拠点」として登録する自主防災組織に対し、地域ごとに適切な広域避難場所を大規模延焼火災からの避難先として位置付けた避難行動計画の策定を支援し、平成32年度までに50組織で策定します。

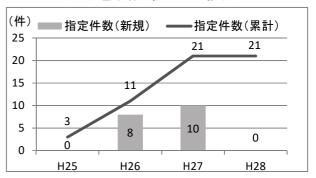
<取組方針>

指定避難所を補う拠点として、地域住民の共助により運営を行う「身近な地域の防災拠点」を持つ自主防災組織に対し、広域避難場所までの避難行動を見据えた避難行動計画策定基準を整備し、計画策定を推進します。

■現状・背景

- ・大規模延焼火災による輻射熱などから一時的に避難する場所として位置付ける広域避難場所を確保するため、国土交通省の広域避難地の基準(10ha以上の公共空地)を踏まえ、平成26年2月に一部要件を緩和した本市指定基準(5ha以上)を策定(注1)し、市内候補地の指定を進めました。
- ・平成29年12月現在、市内の候補地は指定済みとなっていることから、今後は、民間用地を含めた候補地の検討や適切な地域住民の避難行動につなげる周知が課題となっています。

<広域避難場所拡大の進捗状況>



■各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度~			
取組内容	────────────────────────────────────							
		避難行動計画	 	、策定支援				
目標	策定基準整備		避難行動計画を策定	広域避難場所までの 避難行動計画を策定 した自主防災組織数 15組織				

■民間連携・加速化のポイント

自治会館やマンション集会所が「身近な地域の防災拠点」として登録している制度を活用し、大 規模延焼火災発生時の広域避難場所までの避難ルートなどを地域ごとの避難行動計画に定めること で、広域避難場所の周知、利活用を加速化します。

(注1) 平成26年2月に策定した広域避難場所指定基準は、平成27年6月に策定した指定緊急避難場所の指定基準のうち、指定緊急 避難場所(大規模な火事)に統一されています。

2-6 防災アドバイザーの活用による地域防災力の強化

■4年間の目的・目標、取組方針

<目的・目標>

「自分たちのまちは自分たちで守る」というスローガンのもと、災害時に地域住民が団結して地域を守る共助の力を強化・育成するため、防災アドバイザー (注1) を自主防災組織に派遣して地区防災計画策定の支援を行い、平成32年度までの4年間の累計で、防災アドバイザーを活用した、自主防災組織による地区防災計画の着手件数を40件とします。

<取組方針>

- 自主防災組織を対象に、地区防災計画策定に関する説明会を開催します。
- ・防災アドバイザーを自主防災組織に派遣し、地区防災計画策定の周知・サポート等を行います。
- ・防災アドバイザーを育成するため、継続的にスキルアップ研修を行います。

■現状・背景

- ・平成25年度の災害対策基本法の改正で、「地区防災計 画制度」が新たに創設されました。
- ・平成27年度よりモデル地区を選定し、自主防災組織で 地区防災計画の策定を推進しています。
- ・一層の地区防災計画の策定を推進するため、平成28年度に防災アドバイザーの再編成を行い、区を単位とするグループを結成し、自主防災組織に派遣する体制を整えました。

<防災アドバイザー事業の取組>

- ◆ 厳選された講師陣の育成 ・ 計画策定の講師陣育成
 - √地区防災計画策定の推進 HUG訓練等図上訓練の導入促進 / 区単位のグループ活動の活性化
- - 各区に防災アドバイザー会結成
 - ・講師陣のサポート隊の編成 ▼ 事業者によるサポート体制



■各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度~
		自主防災組織を対	対象とした、地区防災計	画策定に関する説明会	ーーーーー→ の開催
	•	地区防	災計画の策定事例の記	■●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●	
取組内容				策定済自主防災組織 普及·啓発活動(加速	
容		防災	アドバイザーの派遣		
		スキルア	ップ研修や事例発表会	の開催	
		区ごとの「	方災アドバイザー会の選	Z営サポート	
	活用した、自主防災 組織による地区防災	活用した、自主防災 組織による地区防災	防災アドバイザーを 活用した、自主防災 組織による地区防災 計画着手件数 10件	活用した、自主防災 組織による地区防災	・地区防災計画着 手の推進 ・策定済地区防災 計画への継続的 な支援

■民間連携・加速化のポイント

民間企業ならではの専門知識を活かし、地域で防災講演等を実施できる企業を「企業版の防災アドバイザー」として位置付け、防災アドバイザーのサポート役として、共に地域に根付いた防災活動を行っていただきます。

(注1) さいたま市で認定している、防災士の資格を有し、地域の防災力向上のために活動している方のことです。

2-7 元消防職員による消防協力体制整備

■4年間の目的・目標、取組方針

<目的・目標>

- ・経験豊富な元消防職員の活用による協力体制を確立し、消防体制の充実及び地域防災力を強化します。
- ・また、平成32年度までの4年間の累計で協力員の新規登録者を30名とします。

<取組方針>

- ・大規模災害発生時における協力体制を確立します。
- ・消防法令に反していると思われる施設を発見した場合における違反通報体制を確立します。
- ・地域防災力との協働体制を構築します。

■現状・背景

- ・さいたま市直下地震を始め、首都直下地震及び南海トラフ巨大地震による大規模災害の発生が危惧されています。
- ・近年、建物の用途や構造は複雑かつ多様化し、利用する市民の安心・安全を確保する必要があります。
- ・平成29年4月1日付けで設置要綱及び運用要領を策定しました。
- ・平成29年4月1日現在、57名が登録しています。

<大規模災害時の活動イメージ写真>



■各年度の取組内容と目標

	■古十皮の牧仙内谷と日保								
	平成29	年度	平成3	0年度	平成3	1 年度	平成3	2 年度	平成33年度~
	退職予定者	た及び再	任用終了者	への協力員	の募集	_		•	
取	大規模災害	時の消防	協力体制の	の確立				_	
組内容					ための資機 『認するため		寸		
	自主防災組	織等との	協働体制整	備の検討Ⅰ	 自主防災組	織等との協	働体制の構	築	
	平成30 消防出	──→ 年 初式への	参加						
目標	協力員の新規 5名	見登録者	協力員の新 6名	听規登録者	者 8名 •自主防災	の新規登録 名 爻組織等と は制の構築	協力員の第 11名		協力員の新規登録 者 11名 (平成33年度)

■民間連携・加速化のポイント

市民の安心・安全を更に高めるため、元消防職員の役割拡充について、市民のニーズを把握し活用方法を検討します。

ハイパーエネルギーステーション等の市内拡大 2 - 8

■4年間の目的・目標、取組方針

<目的・目標>

暮らしやすく、活力のある都市として、省エネ・低炭素なまちづくりを推進し、継続的に成長する「環境未 来都市」を実現するため、住宅や民間施設、公共施設に太陽光パネル、蓄電池等を設置し、災害時にも継続し てエネルギー供給のできるハイパーエネルギーステーション(HES)を整備します。

<取組方針>

- ・避難所となっている市立公民館へ災害対応設備として、太陽光発電設備等を導入し、平成32年度時点で12か 所とします。
- 「次世代自動車・スマートエネルギー特区(第2期:平成29年度~平成31年度)」の重点プロジェクトであ るハイパーエネルギーステーションを整備・拡大します。

「HES B(Basic)」:民間との協働、公共施設の活用(平成31年度時点で12か所、平成32年度時点で14か所) 「HES C(Community)」:電気外部給電を可能とする住宅、事務所と協定を締結

(平成31年度時点で200件、平成32年度以降拡大推進)

「HES V (Vehicle)」: 次世代バスからV to Xによる電気供給

(平成31年度次世代バス実証運行開始、平成32年度次世代バス本格運行開始)

岩槻区

■現状・背景

- ・指定避難所である市立学校全校(164校)へ太陽光発電設 備、蓄電設備を整備しました。
- ·水素が供給出来るHESは、特区計画当初の目標値(平成28年 度までに4か所)を上回る5か所整備しました。
- ・当初整備主体として想定していたガソリンスタンドが地下 タンク問題等により普及が進みませんでした。
- ・エネルギーセキュリティ確保の観点から、HESの早期整備が _{られあいプラザいわつき(太陽光} 必要です。

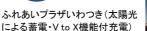
<ハイパーエネルギーステーションイメージ図 >







クリーンセンター大崎 (廃棄物発電による充電)









(都市ガスにより水素製造 天然ガススタンド併設)



■各年度の取組内容と日標

	■台牛及の収租内谷と日保									
	平成29	年度	平成3	0 年度	平成3	1 年度	平成 3	2年度	平成33年度	~
		公民館へ(太陽光発育	か 電設備等設	置						
取組内		3 整備 補助実施	()							
容	HES (C制度検	_	C協議・協定 リフォーム®						
	次世代バス	導入検討	次世代バス	ス製作・導 <i>力</i>	、次世代バ	ス実証運行		次世代バス	本格運行	
目標	・太陽光発電記 9か所 ・HES「B」 2 ・HES「C」制度 ・HES「V」導力	2 か所 度構築	10か所		11か所 ・HES「B」 ・HES「C」	電設備等設置 12か所 200件 実証運行開始	12か所 ・HES「B」 ・HES「C」 <u>‡</u>		・太陽光発電設備 置整備継続 ・HES「B」16か所 ・HES「C」拡大推 ・HES「V」本格運	進

※数値目標についてはこれまでの実績を含めた累積値

- ・HESは、太陽光パネルや蓄電池などの機器を繋ぎ、災害時に連動・併用して活用することが求められるこ とから、民間と共同し、技術開発を進めることで事業の加速化を図ります。
- ・民間と行政のパートナーシップのもとで民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用を図り、効率的・効 果的に推進します。

2-9 無電柱化の推進

■4年間の目的・目標、取組方針

<目的・目標>

都市災害の防止、安全で快適な通行空間の確保、都市景観の向上、情報通信ネットワークの信頼性の向上等を図るため、「無電柱化推進計画」を策定し、計画的に無電柱化を推進するとともに、平成32年度までの4年間の累計で5.5kmの電線共同溝整備を行います。

<取組方針>

- ・緊急輸送道路や主要な駅周辺の道路において、歩道等の整備状況を考慮し無電柱化の早期整備路 線を選定します。
- ・庁内検討会議や電線管理者と協議を行い、早期整備路線周辺の無電柱化の状況やネットワーク性 を考慮した整備順位を定め「無電柱化推進計画」を策定します。
- ・策定した「無電柱化推進計画」に基づき、電線共同溝方式による無電柱化を推進します。

■現状・背景

- ・無電柱化は、災害の防止・安全かつ円滑な交通の確保・良好な景観の形成などの観点から全国で積極的に推進されています。
- ・本市においては、緊急輸送道路や幹線道路及び駅周 辺の道路のほか、都市計画道路や土地区画整理事業 等と合わせて電線共同溝の整備を進めています。
- ・また、歩行者の多い主要な駅周辺などは、無電柱化 に合わせバリアフリー化を図ります。

<無電柱化の例>



■各年度の取組内容と目標

_ = 1	_■合中度の収組内谷と日標						
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度~		
	無電柱化推進計區 (素案)の作成	無電推進計		の推進	無電柱化推進計画の 定期的な見直し		
取組内容		・検討会の開催 ・電線管理者協議 電線共同溝予(備設計・詳細設計・工事				
甘			番との協議・調整				
目標	電線共同溝整備延長 0.8km	・無電柱化推進計画 の策定 ・電線共同溝整備延 長0.9km		電線共同溝整備延長 2.0km	無電柱化の推進		

- ・電線管理者との円滑な協議と合意形成を進めます。
- ・電線共同溝整備について、引込位置の調整など沿線住民の理解と協力を得ます。
- ・電線共同溝と合わせて歩道を拡幅する路線では、用地買収において土地所有者の理解と協力が必要となります。